

改正後	改正前										
法人J Aネットバンク利用規定	法人J Aネットバンク利用規定										
第1章 総則	第1章 総則										
1 法人J Aネットバンク	第1条 法人J Aネットバンク										
(1) ～ (3) (省略)	1 ～ 3 (省略)										
(4) 月額利用料	4 月額利用料										
a ～ b (省略)	(1) ～ (2) (省略)										
<table><tr><td>c</td><td>月中に本サービス利用の契約が解約された場合でも、設定した月額利用料（全額）を徴収します。（日割り計算は行いません。）</td></tr></table>	c	月中に本サービス利用の契約が解約された場合でも、設定した月額利用料（全額）を徴収します。（日割り計算は行いません。）	(追記)								
c	月中に本サービス利用の契約が解約された場合でも、設定した月額利用料（全額）を徴収します。（日割り計算は行いません。）										
2 ～ 11 (省略)	第2条 ～ 第11条 (省略)										
12 当会からの解約	第12条 当会からの解約										
(1) ～ (2) (省略)	1 ～ 2 (省略)										
(3) (省略)	3										
a ～ g (省略)	(1) ～ (7) (省略)										
(削除)	(8) 当会への本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき										
h ～ j (省略)	(9) ～ (12) (省略)										
<table><tr><td>k</td><td>本サービスが法令等（マネー・ローndリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます。）や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当会が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当会が判断した場合</td></tr><tr><td>l</td><td>契約者が当会に届け出た事項の全部、または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましがあることが判明した場合、またはそれらの疑いがあると当会が判断した場合</td></tr><tr><td>m</td><td>契約者が当会に預託した資産（本サービスに関連して預託した資産に限られません。）の全部、または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当会が判断した場合</td></tr><tr><td>n</td><td>当会が、契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、契約者に対し、各種確認や資料の提出等を求めたにもかかわらず、契約者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じない場合</td></tr><tr><td>o</td><td>その他、当会がサービスの中止・解約を必要とする相当の事由が発生したとき。</td></tr></table>	k	本サービスが法令等（マネー・ローndリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます。）や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当会が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当会が判断した場合	l	契約者が当会に届け出た事項の全部、または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましがあることが判明した場合、またはそれらの疑いがあると当会が判断した場合	m	契約者が当会に預託した資産（本サービスに関連して預託した資産に限られません。）の全部、または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当会が判断した場合	n	当会が、契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、契約者に対し、各種確認や資料の提出等を求めたにもかかわらず、契約者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じない場合	o	その他、当会がサービスの中止・解約を必要とする相当の事由が発生したとき。	(追記)
k	本サービスが法令等（マネー・ローndリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます。）や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当会が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当会が判断した場合										
l	契約者が当会に届け出た事項の全部、または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましがあることが判明した場合、またはそれらの疑いがあると当会が判断した場合										
m	契約者が当会に預託した資産（本サービスに関連して預託した資産に限られません。）の全部、または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当会が判断した場合										
n	当会が、契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、契約者に対し、各種確認や資料の提出等を求めたにもかかわらず、契約者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じない場合										
o	その他、当会がサービスの中止・解約を必要とする相当の事由が発生したとき。										
(4) 当会は、本条(3)の場合の事由が一つでも生じた場合や、本サービスの利用として不適切であると判断した場合には、契約者に予め通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができます。ただし、当会はこの規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。	(13) その他、当会がサービスの中止・解約を必要とする相当の事由が発生したとき 当会は、本サービスの利用として不適切であると判断した場合には、契約者に予め通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができます。ただし、当会はこの規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。										

改正後	改正前		
13 ～ 27 （省略） 第2章 照会・振込サービス 28 （省略） 29 振込・振替機能 （1）～（8）（省略） （9）依頼内容の訂正、組戻し a （省略） <table><tr><td>b</td><td>振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引を行った契約口座の口座管理店の窓口において次の組戻しの手続により取り扱います。組戻し手続を行う場合、本条(2)の振込手数料等相当額は返却しません。 <u>（削除）</u> (a) 組戻しの依頼にあたっては、当会所定の「振込金組戻・訂正依頼書」に、当該取引を行った契約口座にかかる届出の印章により記名押印して提出してください。 (b) 当会は、「振込金組戻・訂正依頼書」に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。 (c) 組戻しされた振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。<u>（削除）</u>現金で返却を受けるときは、当会所定の受取書に届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。</td></tr></table> c ～ d （省略） 第3章 収納サービス 30 （省略） 第4章 伝送サービス 31 ～ 35 （省略） 36 総合振込・口座振込・給与振込・賞与振込共通 （1）～（11）（省略） （12）依頼内容の訂正、組戻し（口座振込を除きます。） a （省略）	b	振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引を行った契約口座の口座管理店の窓口において次の組戻しの手続により取り扱います。組戻し手続を行う場合、本条(2)の振込手数料等相当額は返却しません。 <u>（削除）</u> (a) 組戻しの依頼にあたっては、当会所定の「振込金組戻・訂正依頼書」に、当該取引を行った契約口座にかかる届出の印章により記名押印して提出してください。 (b) 当会は、「振込金組戻・訂正依頼書」に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。 (c) 組戻しされた振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。 <u>（削除）</u> 現金で返却を受けるときは、当会所定の受取書に届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。	第13条 ～ 第27条 （省略） 第2章 照会・振込サービス 第28条 （省略） 第29条 振込・振替機能 1 ～ 8 （省略） 9 依頼内容の訂正、組戻し （1）（省略） （2）振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引を行った契約口座の口座管理店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。組戻し手続を行う場合、本条<u>第2項</u>の振込手数料等相当額は返却しません。<u>また組戻しにつきましては、別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。</u> ア 組戻しの依頼にあたっては、当会所定の「振込金組戻・訂正依頼書」に、当該取引を行った契約口座にかかる届出の印章により記名押印して提出してください。 イ 当会は、「振込金組戻・訂正依頼書」に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。 ウ 組戻しされた振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。<u>自己宛小切手または</u>現金で返却を受けるときは、当会所定の受取書に届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。 （3）～（4）（省略） 第3章 収納サービス 第30条 （省略） 第4章 伝送サービス 第31条 ～ 第35条 （省略） 第36条 総合振込・口座振込・給与振込・賞与振込共通規定 1 ～ 11 （省略） 12 依頼内容の訂正・組戻し（口座振込を除く。） （1）（省略）
b	振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引を行った契約口座の口座管理店の窓口において次の組戻しの手続により取り扱います。組戻し手続を行う場合、本条(2)の振込手数料等相当額は返却しません。 <u>（削除）</u> (a) 組戻しの依頼にあたっては、当会所定の「振込金組戻・訂正依頼書」に、当該取引を行った契約口座にかかる届出の印章により記名押印して提出してください。 (b) 当会は、「振込金組戻・訂正依頼書」に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。 (c) 組戻しされた振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。 <u>（削除）</u> 現金で返却を受けるときは、当会所定の受取書に届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。		

改 正 後			改 正 前	
c（省略）	<u>b</u>	振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取りまとめ店の窓口において次の組戻しの手続により取り扱います。組戻し手続を行う場合、本条（１）の伝送振込手数料等相当額は返却しません。 <u>（削除）</u> (a) 組戻しの依頼にあたっては、当会所定の「振込金組戻・訂正依頼書」に、支払指定口座の届出の印章により記名押印して提出してください。 (b) 当会は、「振込金組戻・訂正依頼書」に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。 (c) 組戻しされた振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。 <u>（削除）</u> 現金で返却を受けるときは、当会所定の受取書に支払指定口座の届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。	(2) 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取りまとめ店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。組戻し手続を行う場合、本条第1項の伝送振込手数料等相当額は返却しません。 <u>また組戻しにつきましては、別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。</u> ア 組戻しの依頼にあたっては、当会所定の「振込金組戻・訂正依頼書」に、支払指定口座の届出の印章により記名押印して提出してください。 イ 当会は、「振込金組戻・訂正依頼書」に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。 ウ 組戻しされた振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。 <u>自己宛小切手または</u> 現金で返却を受けるときは、当会所定の受取書に支払指定口座の届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。	
	37 ～ 39（省略）		第 37 条 ～ 第 39 条（省略）	
		以 上	以 上	